

〔新編武藏風土記稿 久良岐郡〕產物

鹽當所ノ鹽ハ鐵釜ヲ以テ製スルユヘ、其色殊ニ白カラズ、行德鹽ヨリ亦劣レリ、按ニ當所ノ鹽濱ハ古ヨリ始リシニヤ、稱名寺所藏永和二年六月二十三日ノ文書ニ、稱名寺領内外敷地鹽垂場等事、早任觀應三年三月三日御寄進狀之旨可令領掌ト載セ、及ビ同寺所藏康安二年五月二十四日ノ文書ニモ、鹽場ノ事出タリ、

〔江戸名所圖會 五〕鹽濱 同所崎 河南の方の海濱なり、寛文九年己酉、叶榮雲及び泉市右衛門といへる者開初たりと云依て今も大師河原川中島、稻荷新田等の村々、鹽を製するを以て產業とするもの少からず、此地風光甚佳景なり、

〔江戸名所圖會 二十〕鹽濱 同所德 行 海濱十八箇村に涉れりと云、風光幽趣あり、土人云、此鹽濱の權輿は最も久しく其始をしらずといへり、然に天正十八年、關東御入國の後、南總東金へ御遊獵の頃、此鹽濱を見そなはせられ、船橋御殿へ鹽燒の賤の男を召し、製作の事を具に聞し召れ、御感悅のあまり、御金若干を賜り、猶未永く鹽竈の煙絶す營て、天が下の寶とすべき旨、鈞命ありしより以來、寛永の頃迄は、大樹東金御遊獵の砌は、御金拝賜り、其後風浪の災ありし頃も、修理を加へ給はるといへり、事跡合考に云、此地に鹽を燒事、

〔武江產物志〕行德鹽川崎行德又凝水石あり、

〔日本書紀〔十六〕武烈〕十一年賢仁十一月戊子、大伴大連率兵、自將圍大臣○平群真島宅縱火燔之、所擄雲靡、真鳥大臣恨事不濟、知身難免、計窮望絕、廣指鹽詛、遂被殺戮、及其子弟詛時、唯忘角鹿、海鹽不以爲詛、由是角鹿之鹽爲天皇所食、餘海之鹽爲天皇所忌、

〔播州名所巡覽圖繪二〕須磨鹽屋今は焼事なし、されども古歌悉鹽燒をよめり、東はあしのやの灘ありしとぞ、それさへ絶て次第ニ西の方へ移れり、此理いかん、